

八王子市立由井第三小学校学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立由井第三小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、どの学年・学級にも起こり得る誰もが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、家庭・地域、教育委員会等諸機関と日常的に連携を深め、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。また、いじめやいじめにつながりやすい軽率な行動や安易な考え方を指導・防止するとともに、望ましい集団行動と規範意識を培っていく。

〇令和7年度の重点項目

「チーム由井三でささいなことでも共有する いじめを絶対に見逃さない」

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

【望ましい人間関係の構築を図る】

- ・挨拶・適切な言葉づかい・礼儀の定着と規範意識の向上を図る。
- ・いじめや暴力は、絶対に許さないという強い信念を醸成する。

【自己指導能力を育てる】

- ・自ら善悪の判断を行い、正しい方向に自分で導ける力を育てていく。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週金曜日 14時40分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SSW
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務める。
- 〇役割 年間計画の作成、国・都・市の法律や条例についての研修、学校いじめ防止基本方針の改定、定例・臨時会議の設定、情報収集・共有、いじめの認知、対応方針の協議、教職員への指導・助言、いじめの解消判断、記録の保管・引継 等

いじめ対応の流れ

- （1）いじめの防止
「決して許されないこと」への理解の促進、心の通う人間関係の構築、自己肯定感・有用感の向上、家庭や地域と連携した見守り体制の構築
- （2）いじめの早期発見
相談できる環境づくり、積極的ないじめ認知（いじめの芽の察知）、いじめ情報の確実な受信、アンケート調査、SCとの面談
- （3）いじめの対応
組織的な対応、被害児童・通告児童の安全確保と継続的支援、加害児童への適切な指導と継続的支援、保護者や教育委員会との連携

いじめの防止等に関する教員研修

- | 回 | 日 | 内容 |
|-----|----------|--|
| 第1回 | 4月3日（木） | 「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針・学校いじめ防止基本方針の共通理解」 |
| 第2回 | 11月7日（金） | 「重大事態の理解と対応」 |
| 第3回 | 2月13日（金） | 「いじめへの組織的な対応」 |

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

特別の教科 道徳の授業の中で、年間3回（学期に1回）行っていく。

- 第1回 4月26日（土）
- 第2回 9月12日（金）
- 第3回 1月23日（金）

SOSの出し方に関する取組

適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにする。

- ・長期休業前の一斉指導
- ・動画教材「自分をたいせつにしよう」を活用した授業

いのちの大切さを共に考える日の取組

実施日 6月13日（金）

いじめ問題や不登校問題なども含めて、いのちの大切さについて子どもたちの自発的な思考を促し、学校や家庭、地域で共に考える機会として、「いのちの大切さ」を取り上げた授業（特別の教科 道徳、理科、体育科（保健）等）を行う。

※ホームページによる取り組み内容の公開

児童の自己肯定感を高める取組

- ・毎月1回の「こころの日」の実施

本校の道徳教育の一環として「こころの日」を設定し、年間計画をもとに各学級で朝の時間に道徳的価値を意識し、道徳性を養っていく。

- ・スクールカウンセラーによる5年生全員面接と「楽しい学校生活を送るためのアンケート」の実施

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。